

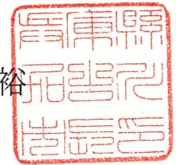


加古川市告示第 2 2 1 号

加古川市自動車臨時運行許可取扱規則（昭和 63 年規則第 2 号）
第 5 条の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標の失効を告
示する。

令和 7 年 6 月 9 日

加古川市長 岡 田 康 裕



記

失効とした自動車臨時運行許可番号標

姫路 2 4 - 0 7



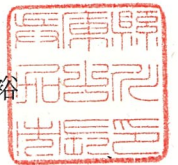
加古川市告示第222号

市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和7年6月9日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和7年6月9日

加古川市長 岡田 康 裕



記

1. 区域を変更する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新旧	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
10-2009 西井ノ口9号線	東神吉町西井ノ口字西ウ町471番4地先から	新	3.5~3.6	13.6
	東神吉町西井ノ口字西ウ町471番6地先まで	旧	3.0~3.1	

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和7年6月9日（月）から6月23日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く